

山形県最低賃金について15円引上げ、時間額680円を答申 — 山形地方最低賃金審議会答申 —

山形地方最低賃金審議会（山上^{やまかみ} 朗^{あきら} 会長：弁護士）は、本年7月7日に山形労働局長（局長：森田^{もりた} 啓^{ひろし}司）から、山形県最低賃金の改正決定について調査審議を求める諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、本年8月20日、山形労働局長に対し、現行の**山形県最低賃金を15円引き上げ、時間額680円（現行665円）に改正**するよう答申した。

なお、引上げ額15円は、最低賃金が時間額となった平成14年以降最高額となる。

（答申の要旨）

- 1 山形県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

時間額680円

（現行665円、引上げ額15円、引上げ率2.26%）

効力発生予定日 平成26年10月18日

- 2 生活保護との比較については、中央最低賃金審議会の考え方に基づいて、最新のデータにより算定したところ、山形県最低賃金は生活保護を下回っていない。
- 3 なお、当審議会は、山形県の中小・零細企業の置かれた厳しい状況も踏まえて、政府において、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）及び『日本再興戦略』改訂2014（同日閣議決定）に掲げられた好循環を生み出す経済運営が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望する。

【山形県最低賃金の推移】

年 度	最低賃金額(時間額 円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)
平成19年度	620円	7円	1.14%
平成20年度	629円	9円	1.45%
平成21年度	631円	2円	0.32%
平成22年度	645円	14円	2.22%
平成23年度	647円	2円	0.31%
平成24年度	654円	7円	1.08%
平成25年度	665円	11円	1.68%